受講手続き案内

安全衛生推進者養成講習

労働安全衛生法において、中小規模事業場の安全衛生管理体制の明確化を図るため、下記の事業場においては、 「安全衛生推進者」の選任が義務付けられています。

なお、下記以外の業種で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては「衛生推進者」の選任が義務付けられていますが、健康管理体制のみならず、安全管理体制の充実のため、当該「安全衛生推進者養成講習」の受講をお勧めいたします。

【安全衛生推進者を選任すべき事業場】

次に掲げる業種で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場

- (1)林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
- (2)製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸・小売業 家具・建具・じゆう器等卸・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
- 1 実施日・場所 ① 実施日 申込書のとおり
 - ② 場 所 当協会 講習会場(佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話 0952-37-8277)
- 2 定 員 70名 (定員になり次第締め切ります。)
- 3 講習科目の受講の一部免除者(詳細は申込書の2ページ目に掲載)
 - ① 安全管理者の有資格者
 - ② 衛生管理者の有資格者
- 4 講習科目・時間・受講料(申込書の2ページ目に掲載)
- 5 申込方法

申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し(詳細は申込書兼受講票をご確認ください)
- ④ 講習科目の受講の一部免除者は3の①②のうちお持ちの資格証の写し
- (1) 持参の場合: 当協会窓口に「申込に必要なもの」を持参してください。
- (2) 郵送の場合:現金書留封筒に「申込に必要なもの」を同封し、下記あて郵送してください。

〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社)佐賀県労働基準協会

⑸ 振込の場合:「申込に必要なもの」②以外をFAXかメールで送付後、次の口座に振り込んでく ⑸ ださい。

(<u>※FAXは、高画質で(解像度を上げて)お送りください。</u>)

(※ FAX、メールで本人確認書類の写りが悪い場合、郵送をお願いする場合があります。)

[振込口座] 佐賀銀行 水ケ江支店 普通 1026652 (社) 佐賀県労働基準協会

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページのスットから講習申込から申込書を送付出来ます。

佐賀県労働基準協会

会 検索

FAX | 0952-37-8278

Email kosyusakikyo@lib.bbiq.jp

6 注意事項

(1) <u>FAX、メール等で不備のない申込書を受付けた段階で「仮受付」</u>となり、席をお取りします。入金確認 後に「本受付」となります。

ご記入いただいた振込予定日までに入金がない場合、受付取り消しとなる場合がありますので、やむを えず変更の場合は、必ず事前にご連絡ください。

- (2) 受講料の入金については、<u>適格請求書等に該当する領収証を発行します</u>。
- (3) 「本受付」後に、頂いた申込書に受講番号を付してお送りしますので、地図、用意する物等の注意事項を 記載したもの(申込書の次頁に掲載)と一緒に受講される方に必ず、お渡しください。
- (4) テキストは初日に配布します。
- (5) 当日のお申し込みは受理いたしません。